

(法第32条関係)

別紙

## 従前の公共施設調書

(No. )

公共施設の 種類及び番号	面積等			管理者	土地の帰属	摘要
	延長	幅員 (管経)	面積			

備考 公共施設の種類の記載は、法第4条第14項及び政令1条の2に規定する公共施設別に記載するものとし、更に管理（予定）者別又は土地の帰属（予定）者別に区分し番号を付すること。